

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成28年第6回習志野市農業委員会総会は平成28年6月20日（月）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時00分

1. 委員の出欠席 17名中 14名出席 欠席 2名

※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 9番 相原 和幸 10番 伊藤 和彦

1. 議案審議結果

上程 4件 承認 4件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午後 5時00分

1. 議案案件

議案第1号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  
議案第4号 生産緑地のあっせん結果について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

議 長	<p>平成28年 第6回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員 5番、立崎委員・ 8番、葛城 芳一委員より欠席の報告をいただいています。</p> <p>よって2名の欠席者と 1 名の欠員を含め17名中14名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>9番 相原 和幸委員 10番 伊藤 和彦委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案の上程件数は4件、報告案件が3件でございます。</p> <p>ここで総会に入る前に、協働経済部産業振興課より「人・農地プラン」について前回の5月総会で説明がありましたが変更点があるとの申出がありました。</p> <p>産業振興課より「人・農地プラン」の変更点の説明後総会の審議に入りたいと思いますが宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>……各委員 異議なしの声……</p>
議 長	<p>それでは、産業振興課の職員が待機していますので、事務局は職員を案内してください。</p> <p>産業振興課の「人・農地プラン」の変更点の説明が終わるまでの間、暫時休憩いたします。</p>
産業振興課	<p>……人・農地プランの説明(産業振興課)……</p>
議 長	<p>産業振興課の説明も終わりましたので休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>なお、議案第1号は産業振興課に関する議案のため、産業振興課はこのままで待機してください。</p> <p>それでは、事務局より</p> <p>議案第1号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について、議案の朗読をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>議案第 1 号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について</p> <p>農用地区域からの除外申出に伴う習志野市農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり習志野市長より習志野市農業委員会会長へ意見照会があったので、意見を求める。</p> <p>除外案件の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外申出地 習志野市●●●丁目●●●番●の一部</li> <li>・地 目 畑</li> <li>・面 積 ●●●●m<sup>2</sup>の内●●●●.●●●m<sup>2</sup></li> <li>・事 業 者 習志野市●●●丁目●●●番●号 ●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●</li> <li>・土地所有者 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●</li> <li>・適 用(事業目的) ●●●●●●として利用のため</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>今回の議案第1号については、農用地区域から除外をする案件であります。</p> <p>ここで、本議案について「農業委員会に関する法律」第31条の議事参与制限により、●●番 ●● ●委員の除斥を求めます。</p> <p>審議終了までの間、別室でお待ちください。</p> <p>●● ●委員が退席する間、暫時休憩いたします。</p> <p>…… ●●●委員 退席 ……</p>
<p>議 長</p> <p>産業振興課</p>	<p>それでは、農業振興地域整備計画の担当課である協働経済部産業振興課より第1号議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号として提出させていただいた案件は、農用地区域除外に係わるものです。</p> <p>今回、農用地区域内に土地を所有する者等から、当該農地を農用地区域から除外したいとの申出がありましたので、農用地区域除外に係る習志野市農業振興地域整備計画の変更をするにあたり、法令に基づき農業委員会の意見を求めるため、今総会に議題として提出させていただいたものです。</p>

農業振興地域内の農地(市街化調整区域)のなかで、特に農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定するもので、農用地区域として指定を受けた農地は、農業振興を図るための国の政策等の中心になりますが、開発行為や農地の転用が制限され、農用地利用計画で指定した用途に供する転用以外はできなくなります。

端的にいきますと、宅地造成等の開発行為は一切できず、農業上の利用しかできないというもので、習志野市では、現状、約62haを農用地区域として指定しています。

しかしながら、農地はあくまでも個人所有地でありますので、経済的・社会的な理由により農業以外の目的で利用したい場合が出てくることがあります。

例えを挙げますと、分家住宅の建築や、都市計画の見直しによる開発(奏の杜)がありません。そうした場合は、農用地区域のままでは開発行為(農地転用)ができませんので、農用地区域からの除外の手続きが必要となります。

この農用地区域からの除外は、止むを得ない場合にのみできることになっており、その基準は厳しく設定されています。基準については、申出内容と合わせて説明いたします。では次に、申出のありました除外案件につきまして、説明いたします。

議案の朗読がされておりますので、ご承知と思いますが、申出者は、事業者として●●●●●株式会社代表取締役 ●●●●氏及び、土地所有者 ●●●丁目に住居の●●●●氏で、事業目的は、●●の●●●●です。

まず、事業を実施するにあたり、農用地区域の土地を選定した理由から説明いたします。●●●●●株式会社は●●●●年に●●●●の●●●●事業による●●●●●により、現在の場所に●●●●●及び●●●●●を設けました。

その後、新規の顧客が増加したことから、毎年●●●●●され、本社道路対面にある●●●●●を中心に●●●●●か所、●●●●●分を確保している状況となっております。

こちらの●●●●●については、早朝●●●●●による近隣住宅住民からの苦情、●●●●●と共通となっている●●●●●では●●●●●を傷つけられるなどの被害などの他、今後の都市計画道路整備工事により中央分離帯が設置される予定となっており、その結果、●●●●●と事務所の間で車両や人の横断が困難となり、管理運行上支障が生じることから事業所に隣接する計画地に移転したいとの申し出であります。

この●●●●●の●●●●●につきましては、●●●●●●●●●●の運用基準では「原則として営業所に併設するものであること。ただし併設できない場合は営業所から直線2<sup>キ</sup>以内の範囲であって●●●●●をはじめとする管理が十分可能であること」とされております。

この度、この基準のなかで、必要な規模の●●●●●用地(●●●●●分)を探したところ、

- ・●●●●●の確保(●●●●●に適した幅)
- ・●●●●●の敷地内での展開
- ・周囲の住宅への影響 などの観点より●●●●●の管理及び通行に支障が生じない土地は申出者の●●●●●氏の所有する農用地区内のこの土地しかないことから、この土地を選定したとのことでした。

次に、申出が農用地区域からの除外基準を満たしているかの判断でございます。

始めに基準について説明いたします。基準は大きく分けて2つあります。

1つ目は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する5つの要件をすべて満たすこと、2つ目は、関係他法令の許認可見込みがあることです。

まず、1つ目の法律に基づく、5つの要件についてです。

各要件の概要と市の判断は次のとおりです。

- ① 農業以外の用途に供することが必要かつ適当であり、他に代わる土地がないこと。

申出のとおり、保有車両を駐車できる場所がこの土地しかないことから該当します。

- ② 農用地の集団化、効率的な農作業及び農業上の土地利用に支障を及ぼさないこと。

現地調査で確認されていらっしゃると思いますが、申出地は、農用地区域の端であるため、除外しても農地集団性を損なうもの(区域の分断)ではありません。

一部進入路として使う土地の上下に農地が若干残りますが、こちらは、進入路部分とともに都市計画道路用地となっており道路となることが決定していることから、課題は生じません。

- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。

これは、担い手(認定農業者等)への利用集積に影響がないかということですが、申出地における利用集積の見込みはありません。(周辺も含めて利用集積希望なし)

- ④ 農用地区域内の土地の保全、利用上必要な施設の機能に支障を及ぼさないこと。

- ⑤ この施設は、農業用排水施設といったもので、当該農用地区域には存在しません。

- ⑥ 土地改良事業等の完了後8年を経過していること

本市には、土地改良区はありません。

以上、法律上の5つの要件はすべて満たしていると判断できます。

続いて、2つ目の関係他法令の許認可見込みについてです。

今回の自己専用住宅の建築に必要な関係他法令は、農地法及び都市計画法がございりますが、都市計画法については都市計画事業地内において建築、その他工作物の建設を行う場合、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある場合には許可が必要となりますが、今回の通路用地の場合には「障害となるおそれ」には該当しないとの回答を得ています。

農地法につきましては、事前協議として、農業委員会事務局に見込みがあることを確認しております。



伊東委員	ありがとうございました。
議 長	小川孝雄委員何かありましたか。
小川委員	特にないです。
議 長	飯生職務代理、伊東壽委員、小川孝雄委員ありがとうございました。 荒原委員どうぞ。
荒原委員	このようなケースは、他にもあるんですか。
産業振興課	昨年1件農家さんの分家住宅と作りたいということで、農用地区域の端の部分なのですが除外案件がありました。
荒原委員	その他は。
事務局長	……農用地区域について説明……
議 長	それでは、議案第1号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います  他に質問等なければ産業振興課の退席を求めます。 飯生良委員を着席するよう指示してください。 その間暫時休憩といたします。  ……産業振興課職員会場から退席……
議 長	休憩前に戻り会議に戻ります。 これより採決に入ります。  議案第1号の 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について 採決いたします。 なお、当該申請地は説明があったとおり、第2種農地であり農用地の 除外を伴う農業振興地域整備計画の変更でございます。 変更について、周辺の営農について影響ないように要請し、

	<p>農業委員会としては、申出のとおりいたします。</p> <p>それでは、議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第2号の朗読をお願いします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>下記のとおり農地法施行規則第26条の規定による許可申請書の提出があったので、 許可について審議を求めます。</p> <p>平成28年6月20日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●番● ●●●m<sup>2</sup></p> <p>2 転用計画 長屋住宅 1棟</p> <p>3 申請者住所、氏名 習志野市●●●●丁目●●番●●●号 ●● ●●●</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。 続きまして現地調査報告を7番 三橋 武夫委員よりお願いします。</p>
三橋武夫委員	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、平成28年6月13日に、廣瀬会長をはじめ9名の委員と事務局2名、申請人側から●●●●、●●●●●●より3名の計14名の立会で行ってまいりました。</p> <p>申請地につきましては、案内図にもありますとおり、●●●●●●●●●●●●●●の 高台にあります住宅地に隣接した農地です。</p> <p>申請の内容は、農地法第4条の規定により、賃貸を含む自宅を兼ねた長屋住宅 1棟を建設するものです。</p> <p>申請者の●● ●●●氏につきましては、現在、●●●●丁目に住まわれています が、今回の申請地は、日当たりが良いこと。公共交通機関の駅にも近く、利便性に優 れていることなどが、申請の理由と伺っています。</p> <p>この土地の形状から擁壁を設置することになりますが、造成の際に出た土について は、申請地近くの●●●●丁目の自己所有の農地へ運び、軽微な農地造成をすると</p>



	<p>し、届出をしております。</p> <p>以上、議案第2号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で、よろしくご審議のほど お願いいたします。</p>
議 長	<p>三橋 武夫委員、現地調査報告ご苦労様でした。</p> <p>三橋 喜左衛門委員も立ち会って頂きました。</p> <p>三橋喜左衛門委員いかがですか。</p>
三橋喜左衛門 委員	<p>ここはもともと畑作ってなかったですね、草になってましたけれども●●●の●があるからね。それだけです。</p>
議 長	<p>事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。</p>
事務局	<p>……資料により詳細説明……</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第3号について質問等の有る方は挙手願います。</p>
議 長	<p>事務局に確認いたします。</p> <p>補足説明等がありましたら お願いします。</p>
事務局長	<p>……資料により補足説明……</p>
議 長	<p>質問等ございませんか。</p> <p>相原委員何かありますか。</p>
相原委員	<p>いつごろ出来るんですか。</p>
事務局長	<p>完了予定が平成28年12月17日で予定しています。</p>
議 長	<p>ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、</p> <p>議案第2号につきましては許可相当と決しました。</p>



<p>三代川彦委員</p>	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について 現地報告をいたします。</p> <p>6月13日午後、申請者で 法定相続人3名のうち、●● ●●●さん立ち会いのもと、●●地区、●●●地区、●●●地区の 農業委員4名と事務局職員1名で現地確認を行って参りました。</p> <p>申請場所については、●●●●●●から ●●●●●●通りを挟み、2本路地を入った、●●●●●●丁目広場、この地区は●●●●●●のあったところで、●●●●●●の●●●●●●と●●●●●●があります、住宅街の中にある畑です。</p> <p>今回の案件は、所有者の ●● ●●●さんが昨年の平成●●年●●月●●日に亡くなられ、相続が発生したことによるものです。</p> <p>法定相続人は妻 ●● ●●●さん、長女●● ●●●さん、次女●● ●●●さんがいらっしゃいます。</p> <p>解除理由としては、相続等が発生していること、現在、妻の●●●●●さんが以前よりきれいに管理され耕作をされていましたが、ご高齢の為、お1人では、すべての耕作が難しいことから、農地の3分の2の生産緑地を解除するために、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を行うものと聞いております。</p> <p>議案3号の現地報告は以上のとおりです。</p> <p>皆様で、ご審議のほど、宜しくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>三代川 彦博委員、現地調査報告ご苦労様でした。 事務局は、補足説明ありますか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、こちらは生産緑地を維持することが困難になったための買い取り申出ということで、その中で主たる従事者の証明書を農業委員会が発行すれば都市計画で解除に応じるというような流れでございます。</p> <p>現実を申しますと、●● ●●●さんが亡くなられたのは●●歳でございます。 妻の●● ●●●さんは、昭和●●年生まれで、今現在●●歳になります。 また、長女の●● ●●●さん、次女の●● ●●●さんについては農業をやられていません。今、実際に農業をされているのは、妻の●● ●●●さんです。</p> <p>全部解除ではなく、自分ができる範囲で残していただけると言うことで、相続税等大変だと聞いております。</p> <p>…生産緑地の解除についての説明と一部解除についての説明……</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。 質問等がありましたら、挙手願います。 質問等がないようなので、採決に入ります。</p>



議長

只今の結果、どこの地区からも買い取り希望者がいなかったこととなります。よって事務局は、市長に対しまして買い取り希望者なしで回答してください。

これを持ちまして、本日予定していました案件は、全て終了となりますが、私より、会長として皆様に諮問いたしたく要請いたしますので、ご審議ください。

諮問の内容につきましては、農業委員法改正により来年10月7日以降の新たな農業委員会委員の「定数問題検討委員会の設置」を要望したく諮問するもので、皆様で審議し「定数問題検討委員会の設置」について議案として取り上げ、ご審議ください。

平成28年 6月20日

習志野市農業委員 各位

習志野市農業委員会 会長 廣瀬 博

習志野市農業委員会定数問題検討委員会の設置について(諮問)

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日付けで公布され、平成28年4月1日に施行されました。内容として、公職選挙法による公選委員を廃止し議会及び農業団体の推薦委員の選出規定も廃止され、全ての農業委員が市長による任命制、議会の承認を得ることとなりました。

つきましては、現委員の任期が平成29年10月6日をもって終了し、改正後の農業委員会等に関する法律に基づく、習志野市農業委員定数を定める条例を制定する必要があり、農業委員数が農業行政、農業状況等において適正かつ妥当であるのか委員の定数について、検討委員会を設置し審議を重ねていただきたく諮問するものです。

ここからの議長役として、議席番号1番の三代川 正夫委員を私から指名させていただきます。

1番の三代川 正夫委員 議長として進行お願いいたします。席替えの間、暫時休憩いたします。

<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>休憩前に戻り会議をすすめます。 突然、臨時議長として議事進行するよう依頼があり、大変戸惑っております。</p> <p>何分 不慣れなもので ご迷惑をお掛けすると思っておりますが 皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、 宜しく願いいたします。</p> <p>只今、廣瀬会長より、「定数問題検討委員会」を設置し農業委員会の 委員数が妥当であるか審議するよう依頼がありました。 検討委員会を設置するか、否かについては急遽 第5号議案として取り 上げたいと思っておりますが皆様、如何でしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>……異議なしの声……</p>
<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>只今、異議なしとの声がありましたが、議案として上程することに同意 される方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成 を持ちまして、議案として、上程することにいたします。</p> <p>議案第5号 習志野市農業委員会 定数問題検討委員会設置について議案として 審議いたします。 事務局は、議案説明と今迄の経過について説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第 5 号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会の設置について</p> <p>平成28年6月20日 農委第94号において、習志野市農業委員会定数問題検討委員 会を設置し、定数ついて審議するよう農業委員会会長より諮問があったので、検討委 員会の設置について審議するものです。</p> <p>経過と内容につきましては、前回、平成25年度つきましても農業委員の次期改選に向 けて定数を決めた経過があります。 毎年その時期には行うのですが、今年は更に農業委員会法が改正になり、選挙によ る制度が廃止され、議会、農業団体による推薦規定により、何人までという制度も廃 止されました。</p>

	<p>更に、議会の議決を二度受けなければならないことになりました。</p> <p>1点目は定数を何人にするか、二点目は市長による人事案件として提出する予定になっています。</p> <p>提出する前に市長に報告し、候補者として公表しなければならないという規定も入ってきていますので、他市町村又は千葉県農業会議等に照会しながら進めていきたいと考えています。</p> <p>今回の定数問題検討委員会は、今までと違って、単に人数だけではなく、どのような形にしていきたいかと言うことも含めた中で、今後の農業委員会制度がどのようにかわっていくかも合わせて説明の上で進めて行きたいと思えます。</p> <p>定数問題検討委員会につきましては、基本的には、総会終了後に時間が許す範囲で行っていきたく思っています。</p> <p>説明につきましては、各農家支部、JA関係、議会議員 お願いしたいと思っています。</p> <p>今現在の法令、千葉県には農地利用最適化推進委員を置く市がほとんどですが、習志野の場合は農地面積が200ヘクタール以下ですので、置かなくて良いことになっています。そうしますと農業委員の定数は農地利用最適化推進委員を置かない市町村は27名以下で決めなければなりません。</p> <p>ただ現状では、17名ですからそれからどのように定数を考えていくか、今現在の数字を維持するのか見直しを行っていくのか、各支部ごとに意見を上げていただいて定数について審議をしていただきたいと思えます。</p> <p>会議回数につきましては、今後3回から4回を予定して11月頃に答申案を出していきたく思っています。</p> <p>今回は各支部で1名でお願いしたいと思えますので、お二人の支部の津田沼、屋敷、鷺沼、実籾につきましては1名選んでいただきたいと思えます。</p> <p>JA関係につきましては、伊藤委員にお願いしたいと思えます。また、議会関係は3名の委員さんの中から代表を選んでいただきたいと思えます。</p>
<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>詳細な説明ありがとうございました。</p> <p>只今、事務局より詳しい説明がありますしたが、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>質問等のある方は挙手願います。</p> <p>荒原委員どうぞ。</p>
<p>荒原委員</p>	<p>質問ではないのですが、人数の問題とか変更になっていくことが一つあげられてもう一つ女性の委員さんも3割は入れてほしいという国からも出されているので、私としてはその辺もきちんと論議していただきたいと思えます。</p>

<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>とりあえず、検討委員会の中でそのことを話していただきたいということですね。</p> <p>今、話をしている内容は、検討委員会を設置するかどうかの話し合いになります。設置をした段階での内容としてとらえさせていただきます。</p> <p>まず、設置をすることがまず最初なので、するかしないかですので設置するかどうかということでの質問はありますでしょうか。</p> <p>質問がなければ、議案第5号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置することに賛成の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、定数問題検討委員会を設置することにいたします。今後の予定を事務局は、説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後の予定につきましては、7月から10月または、11月くらいまで答申案を作成したいと思います。こちらが決まらないと推薦も何人してよいのかわかりませんので、次回からは総会終了後定数問題検討委員会として委員さんに残っていただいて話し合いをしていただきたいと思います。</p> <p>また、各支部に持ち帰っていてお話を聞かせていただければと思います。</p>
<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>只今、事務局より説明がありましたように、 本日は、各地区から選考委員を選出いただき、 選考委員長・副選考委員長を定めることになります。</p> <p>この後、各地区で相談いただき、事務局に報告してください。 事務局は取りまとめし、報告してください。 選考委員が定まるまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>……各地区選考委員選出中……</p>
<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を続けます。 事務局は、選考委員の氏名を公表してください。</p> <p>……選考委員の公表……</p>



<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>只今、選考委員の発表がありました。この中で選考委員長と副委員長を決めたいと思います。立候補される方は、いらっしゃいませんか。</p> <p>…協議…</p>
<p>三代川正夫 臨時議長</p>	<p>只今、委員長に飯生正己委員・副委員長に議会選出の相原和幸委員兩名との意見がありました。他にありませんか。他になれば、飯生正己委員と相原和幸委員にお願いいたします。</p> <p>以上を持ちまして、私の御役目は終了いたしました。議長の職を 廣瀬議長にお返しいたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。</p> <p>廣瀬議長が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>…(席替え)…休憩前に戻り議長の進行で進む。</p>
<p>議長</p>	<p>三代川正夫委員、突然の臨時議長 ご苦労様でした。休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>次に、報告第1号及び第2号の「農地転用届出書の受理通知等について」すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが何かご質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>続きまして、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」何かご質問等がございましたら挙手ねがいます。三代川彦博委員何かありますか。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようでしたら、これをもちまして平成28年第6回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>